

こども基本条例に係る諮問についての答申書

令和6年8月22日

千葉県こども基本条例検討委員会

目次

1	はじめに	1
2	条例に関する意見について	2
	(1) 委員会の意見（各部会の意見と重複するものを除く）	2
	(2) 総則検討部会の意見	3
	(3) こどもの権利の保障検討部会の意見	4
	(4) こどもの意見表明と社会参画検討部会の意見	7
	(5) こどもに関する施策の推進検討部会の意見	9
3	審議経過	11
4	千葉県こども基本条例検討委員会委員一覧表	13

1 はじめに

千葉市ではこれまで、こども施策を重要施策の一つと位置付け、千葉市こどもプランに基づき様々な取組みを進めてきましたが、増加する児童虐待事案や不登校事案のほか、こどもの貧困やヤングケアラーなどへの対応が喫緊の課題となっていました。

こうした状況の中、こども施策のより一層の推進を図るためには、行政だけでなく、社会全体でこどもや子育て家庭を支援する機運の醸成が必要であり、国によるこども基本法の成立を契機として、こども施策の基本となる事項等を定める条例の制定に向けて取り組んでいくため、令和5年1月1日に千葉市こども基本条例検討委員会設置条例が施行され、公募市民やこどもに関わる事業関係者、学識経験者が委員に委嘱されました。

令和5年3月27日付けで千葉市長から諮問を受け、千葉市こども基本条例検討委員会（以下、「委員会」という。）がこれまでに8回開催されるとともに、条例を構成する主要な項目である「総則」「こどもの権利の保障」「こどもの意見表明と社会参画」「こどもに関する施策の推進」について専門的かつ集中的に検討するための各部会が設置され、合計7回開催されました。

本答申書は、これまでの委員会や部会での審議のほか、機運醸成のために開催されたシンポジウムや、市民等を対象に実施されたアンケート調査の結果、こどもや若者からの提言等の内容を踏まえ、委員会の意見を取りまとめたものです。

2 条例に関する意見について

(1) 委員会の意見（各部会の意見と重複するものを除く）

- ・本条例の対象とする「こども」については、18歳や20歳といった特定の年齢で必要な支援が途切れることがないように規定すること。
- ・性別や障害の有無、生活環境等の違いによらず、誰一人取り残されることなく、全ての「こども」を対象とした条例とすること。
- ・若者の中には、こどもの頃からの様々な問題が積み重なって、生きにくさを感じ、困難を抱えて暮らしている者も少なくなく、また、社会的な経験が豊富でないため新たに困難な状況に陥るなど、若者特有の問題も懸念されることから、若者についても本条例の対象とすること。
- ・こども・若者は未来を担う存在ではあるが、その前に今を生きる存在として、最善の利益を保障される者と認識すべきことに留意すること。
- ・条例名については、「健やか」「自立」等の説明を重ねても、正確な趣旨を伝えることが困難であり、全般的なこどもや若者を対象としていることが伝わりやすいよう、「こども・若者基本条例」とすること。（賛成多数、一部反対意見あり）
- ・こどもと若者それぞれへの必要な配慮は多くの点で重なるものである。本条例が若者も対象にしていることを該当する世代に明確に伝えるためにも、こども大綱において「こども・若者」という表記の頻度が高いことを踏まえ、条例上の定義に関わらず、積極的に「こども・若者」と表記すること。
- ・特に、意見表明及び社会参画に関する規定については、全般的に「こども・若者」と表記すること。
- ・「自立」について、精神的自立、心身の自立、社会的自立等の多面的な意義を念頭に置いた上で、定義をすること。
- ・事業者の役割として、就労に困難を抱えた若者が職業人として育つための支援について規定すること。
- ・地域とのつながりが希薄な若者を対象とした居場所づくりの必要性について規定すること。
- ・権利の侵害を受けたこどもの救済等を職務とする救済委員に関する規定について、例外規定を設けたとしても、判決や裁決等により権利関係が確定した事案や係争中の事案、議会に請願や陳情を行っている事案については、調査等の対象外とすべきでないこと。
- ・救済委員の調査等に当たり、市の関係機関に対する説明要求、帳簿等の閲覧、実地調査のほか、専門的機関への調査依頼とともに、市の関係機関以外の関係者への質問や実地調査等への協力依頼についても規定すること。
- ・こどもの権利の侵害に関する相談及び救済についての規定は、相当量の内容となるため、附則に規定するなど、条例全体のバランスに留意すること。
- ・広く条例のことを知ってもらうために、条文については、ですます調を用いるなど、やさしい言い回しを心がけ、特に前文については、条例制定の趣旨や理

由を示す重要な部分であることを踏まえ、小学生でもわかる表現に留意すること。

- ・法令としての体裁を整えるため、必ず法務部門の確認を仰ぎ、適宜修正を行うこと。

(2) 総則検討部会の意見

ア 前文

- ・条文では法律に即した記載が必要となることから表現が制限されるため、前文は市民等の理解が深まることを第一に考え文章を作成すること。
- ・こどもに関する表現について、「かけがえのない存在」等表現を工夫し、「価値」という言い回しを避けること。
- ・新潟市や相模原市など他市町村の条例を参考に、わかりやすい表現を心がけること。
- ・こどもが条例に興味を持てるよう、おおむね小学6年生程度のこどもがわかるように記載すること。

イ 目的

- ・「未来を担う」という表現を削除すること。
- ・こどもの権利の保障以外の目的と理念を明確に示すこと。

ウ 定義

(ア) こども

- ・こども基本法にある「心身の発達の過程にある者」の表現を基礎として定義すること。
- ・市外在住のこどもや外国籍・無戸籍等のこどもについて、条例の対象となるかを明記すること。
- ・若者の権利についても明記すること。

(イ) こども以外の定義

- ・相模原市の定義を参考に、幅を持たせた表現にすること。
- ・養育について定義すること。

エ 基本理念

- ・「家庭や子育てに夢を持ち・・・」という表現を避けること。
- ・「養育は家庭が基本」という趣旨は規定すること。
- ・すべてのこども・若者に寄り添う姿勢を示すこと。

オ 責務等

- ・市の責務として、市の熱意や姿勢を明らかにすること。
- ・地域の力が弱まっている現状を踏まえ、社会全体でこども・若者を支援する機運を醸成することについて市の責務として明確にすること。

カ 周知啓発

- ・条例に関する周知啓発を図り、理解を深めてもらうため、記念日・週間等について、1週間程度の期間を設けて規定すること。

- ・こどもに関わる専門職を対象とする啓発の必要性についても明記すること。

(3) こどもの権利の保障検討部会の意見

ア 全般について

- ・全てのこども・若者に対して、条例の趣旨や内容についての理解を深めるための情報提供や啓発を行うこと。
- ・こども基本条例が、こどもへの権利教育の教材にもなり得ることを踏まえ、すべてのこどもが読んでも理解できる表現とすること。
- ・権利の主体に「若者」が含まれることに留意して規定すること。
- ・「こども」「子ども」「児童」「若者」の用語を条例で使用する場合は、明確に区分すること。
- ・こども・若者施策に関する提言ないし評価をする附属機関の設置について検討すること。

イ こども・若者の権利

- ・どんなこども・若者にも等しく権利があることを明記すること。
- ・子どもの権利条約、こども基本法、児童憲章等において規定されている普遍的なものについて規定すること。
- ・こども・若者の理解の促進を図るため、様々な事柄について大人と同様に説明責任を果たすとともに、選択する機会を設けるなど、成長発達の段階に応じて、日常における配慮が必要であることを明記すること。
- ・権利侵害に対し、こども・若者が「嫌だと言える」「逃げて良い」「相談して良い」権利について規定すること。
- ・こどもの遊ぶ権利や休む権利、プライバシーに関する権利の重要性について明記すること。
- ・こどもが理解しやすいよう、権利侵害の禁止と権利を守ることを分けて規定すること。
- ・障害や国籍など様々な理由により権利侵害を受けやすいこども・若者に配慮し、すべてのこども・若者が自らの権利を守るための機会が設けられる必要があることについて明記すること。そのためには、そのようなこども・若者本人及び保護者等の当事者の意見を聴くことが重要であること。
- ・最善の利益は、個々のこども・若者によって異なる。条例の制定についても、今後もし新しい機関ができるのであればその機関の運営についても、このような観点で検討を進めたい。「当該」こども・若者にとっての最善の利益は何かを考えること。
- ・こども期のまま飛び立てない状態で放置されていくという問題がある。生きるために必要な情報を与えられる権利（翼を与えられる権利）を明記すること。

ウ 虐待・体罰・いじめ等の根絶

- ・権利の保障において、単に権利侵害を禁止する規定を設けるだけでなく、防止や救済のために周囲の大人等が配慮すべきことを明記すること。
- ・虐待・体罰・いじめ等の権利侵害について、いかなる理由があっても許されない行為であることを強く訴えるような規定にすること。
- ・性別や国籍、障害の有無等による差別、選択の自由の侵害、性的な搾取、保護者以外からの虐待についても禁止されることを規定すること。
- ・ネットやSNSによるいじめ等、こども・若者を取り巻く現状や最新の事例を含め、あらゆる場面で適用できるように規定すること。
- ・虐待については、こども・若者が認識できないこともあるため、幼少期から理解できるように伝えていく必要があるとともに、保護者自身が問題を抱えている場合もあることを踏まえた対応が必要であることを明記すること。
- ・本来、保護者がやるべき家事や家族の世話を日常的にこどもに行っているヤングケアラーの問題に関しても盛り込むこと。
- ・こども・若者への権利侵害は家庭に限られず、施設、地域等どのような場面でも発生してしまっていることなので、そのことを想定して権利侵害の禁止や防止について定めること。
- ・権利侵害をしてはならないと定めるだけでなく、権利侵害を防ぐために周りがすべきこと、できることについて言及すること。
- ・差別や権利侵害について、大人の理解を深めるための取組みについて規定すること。
- ・ネグレクトをはじめ、こども・若者への権利侵害の要因を解消するための保護者等周囲の大人への支援も重要であること。
- ・必要かつ相当な範囲を超える人権制約には謙抑的でなければならないこと。
- ・差別や権利侵害は、相手のことを「知らない」ということから生じることがある。未知の存在に対する恐怖である。その点についての理解を図ることも、差別や権利侵害の解消につながる。

エ 家庭における権利の保障

- ・未就学の段階から、権利について知る、権利を守られる、権利を行使する経験を積むことができる環境づくりや関わりが必要であること、家庭において配慮する必要があることを明記すること。
- ・こども・若者の権利保障を推進するために、課題を抱えた家庭に対する支援、家庭の支援者への支援についても規定すること。
- ・若者期における保護者からの権利侵害を防止する必要性についても明記すること。

オ こども・若者に関する施設における権利の保障

- ・権利を保障するために、こども・若者が権利について知る機会を設けること。権利を守る制度をつくったところで、こども・若者が自分たちの権利のことや、助けを求める方法を知らなければ、結局、制度が宙に浮いてしまう。
- ・現在、千葉市ではCAPなどこどもの権利に関する研修の取組が広がっている

るが、このような活動が継続的にかつ安定して広がっていくための措置を取ることを。

- ・こども・若者に関する施設の定義を明確にするとともに、あらゆる施設において、こども・若者の権利の保障に留意する必要があることを明記すること。
- ・こども・若者に関する施設の運営にあたり、こども・若者に関連するすべての事項につき、こども・若者の意見表明及び参画する機会を設ける必要があることを明記すること。
- ・幼稚園、保育所等未就学児を対象とする施設についても、こどもが未就学の段階から、成長発達段階に合わせて権利について知る、権利を守られる、権利を行使する経験を積むことができる環境づくりや関わりが必要であることを明記すること。
- ・こども・若者の施設における安全配慮義務について明示し、施設職員等の理解を深める取組みを行うことについて規定すること。
- ・こどもへの必要かつ相当な権利の制約がされぬよう、常に施設はこどもに課するルール等について、その存在意義を検証するとともに、必要かつ相当な範囲を超えるルールについては見直しを行うこと、必要かつ相当なルールについてはその趣旨をこどもに説明すること。
- ・こども・若者が権利を理解し、権利侵害を防ぐために学校等で活用できる広報資材を準備し、伝えるノウハウを身に付ける必要があることを明記すること。
- ・こども・若者の権利啓発、教育に係る社会資源が有効に機能するよう予算的措置を講じること。
- ・こども・若者の権利を侵害しないためにも、こども・若者の権利をより一層保障するためにも、こども・若者に権利について伝えていくためにも、学校に限らずあらゆる施設の職員はこども・若者の権利について養成段階から実務についてからも、知り、学ぶことが必須であり、市はそのような機会を設けること。
- ・権利侵害を防ぐために、権利擁護のために、生活の中で具体的にどのような実践をしていくのかということもセットで、こども・若者を支援することが必要であること。
- ・こどもに関する施設全般について、専門家等の第三者よるこどもの権利の保障状況の検証とともに、継続的な調査が必要なことについて明記すること。
- ・こども・若者の居場所が深刻な相談や救済申立ての端緒となることもあるため、居場所づくりとも関連させて相談や救済の端緒とすること。

カ 地域における権利の保障

- ・すべての大人について、こどもの権利保障に留意する必要があることを明記すること。

キ こどもの権利の侵害に関する救済

- ・現状、公平中立性が担保された第三者的な相談・救済機関は存在しないため、

設置は必須であり、その機能としては、

- ①こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと
 - ②こどもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと
 - ③制度の改善を求めるための意見を表明すること
 - ④勧告、意見表明等の内容を公表すること
 - ⑤活動状況を報告し、その内容を公表すること
 - ⑥こどもの権利や権利擁護に関する普及・啓発をすること
 - ⑦救済の対応が終了したこどもについて見守りなどの支援をすることと考えられる。
- ・相談・救済機関は、こどもが利用しやすいよう、ワンストップ相談などの対応を図るとともに、担当外の相談についても適切な相談機関につながるまで丁寧に対応するほか、対応した結果をこどもに伝える必要があることを明記すること。
 - ・こどもの権利保障全般に対応する相談・救済機関について、中立公平な人選に配慮した上で、市や教育委員会から独立した第三者機関として設置し、多くのこどもが利用できるようなわかりやすい名称とするとともに、必要に応じ市等に意見を述べるができるよう規定すること。
 - ・救済機関について、事業内容を明確にし、市及び教育委員会から独立した第三者性を担保することが必要であること。
 - ・相談や救済申立てへのアクセスを容易にすること。アクセスの形は広く、書面問わず、口頭問わず、例えばネットでもいいと、ありとあらゆる方法で捉えられるようにすること。
 - ・相談・救済機関の人員については、専門家も必要であるが、すべて専門家で構成する必要はなく、選定にあたり、中立公平への配慮が必要であること。また、事務局及び委員のサポーターも必要であり、市が事務局等として運営に携わる必要があり、そのための、人員・予算措置が必須であること。
 - ・救済機関について、運営にあたり政策的な課題が明らかになった場合は、市に対して意見を述べられるようにするべきであること。
 - ・相談機関については、既存の制度をどのように活かすかも検討することが必要であること。

(4) こどもの意見表明と社会参画検討部会の意見

ア 全般について

- ・こどもの養育は家庭が基本とされるが、地域や社会の大人がこどもを育てるという意識を持ち、その環境を整える必要がある旨を明記すること。
- ・こども・若者の意見表明及び社会参画の推進のために、市がこども・若者や大人に対して啓発を行うことについて規定すること。

- ・条例では具体的な規定はできるだけ避け、文言についてこどもが理解できるような表現や平易な記載を心がけること。
- ・条例制定後は、こども・若者の意見表明や社会参画について、こども・若者の理解の助けになる資料等を作成し配布すること。
- ・こども・若者の社会参画や意見反映に関する施策等の進捗状況の調査・研究についても規定すること。
- ・障害の有無や国籍にかかわらず、すべてのこども・若者が対象であることは、総則で規定すること。
- ・児童養護施設等を退所したこども・若者について、自立できるまでの間、SNS等を活用しつつ支援を継続するほか、若者団体に対する支援を検討する必要があることを明記すること。

イ こども・若者の意見表明の機会の確保

(ア) 市やこども・若者に関する施設における意見表明の機会の確保

- ・こども・若者が普段の生活の中で、意見表明することができる環境を整備する必要がある旨を明記すること。
- ・児童相談所の一時保護所をはじめ、こども・若者に関する施設の運営において、市や事業者はこども・若者の意見を丁寧に聴き、真摯に受け止めるとともに、表情やしぐさ等、言葉以外のものにも留意する必要がある旨を明記すること。
- ・こども・若者が意見表明する前提として、意思決定に関する支援に留意する旨を明記すること。
- ・こども・若者が意見表明やSOSを発信できるよう、学校等での取組みについて規定すること。
- ・こども・若者が容易に意見表明できるよう、こどもが通える距離に拠点となる居場所を整備する必要があることを明記すること。

(イ) 意見表明が困難なこども・若者への配慮

- ・意見表明に関する規定の中で、障害や社会の圧力など、多様な事情により意見を表明することが困難なこども・若者に対する配慮が必要であることを明記すること。
- ・こども・若者の思いを受け止めて、代弁者の役割を担う大人や、障害児等を援助する大人などの必要性について明記すること。

(ウ) こども・若者が意見表明を行うために必要なこども・若者に対する啓発や情報発信

- ・こども・若者が円滑に意見表明をできるよう、市として必要な情報提供を行うことを規定すること。
- ・家庭や学校で相談できない悩みを相談できる地域のサポート等について、市が情報を整理して提供することが重要であることを明記すること。

ウ こども・若者の社会参画の機会の確保

(ア) こども・若者に関する施策や事業へのこども・若者の意見の反映

- ・市の取組み全般について、こども・若者の意見や思いを取り入れ、こども・若者の社会参画を促進するよう取り組むことを規定すること。
- ・市は、こども・若者の社会参画の促進に資する場所や仕組みづくりのため、市民や地域団体等を支援することを規定すること。
- ・市は、様々な工夫を凝らし、こども・若者の社会参画に関する意識を高めるよう努めることを規定すること。

(5) こどもに関する施策の推進検討部会の意見

ア 市の方針

(ア) 全てのこども・若者が健やかに成長でき、社会参画を図れる環境の整備

- ・こども・若者が自分に関わりのあることについて、意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければならないことを規定すること。
- ・若者が社会に向けて飛び立つ自立の時期に、希望を持って、多様な未来を選択できるような施策の推進を検討すること。
- ・若者が社会に対して積極的に意見表明できるよう支援することについて市の方針とすること。
- ・多様な生き方が選択できることや、全ての若者が尊重されることについて明記すること。また、多様な価値観を認め、互いに尊重し合える関係の重要性について明記すること。
- ・若者主体の団体に対する活動支援の必要性の明記について検討すること。

(イ) 困難な状況に置かれたこども・若者の救済と継続的な見守り・支援、さらに自立を目指す環境整備

- ・こども・若者が置かれた困難な状況は、過去から現在に至るまで様々なプロセスを経ていることから、その原因や背景を踏まえ、自立に向けて適切に対処すること。
- ・特に深刻化している困難な若者の事例として、市販薬の過剰摂取、SNSをきっかけとした性犯罪被害、ヤングケアラー・若者ケアラー、ひきこもりの長期化といった問題があり、学校や家庭に加え、地域や行政が協力して推進する対策が求められていること。
- ・こどもをめぐる状況も、貧困、いじめ、不登校、虐待、ゲーム依存等が増加・激化して、深刻度が増している状況を解決すべき問題としてとらえ、そのための施策推進を検討すること。

(ウ) 妊娠・出産期から切れ目のない支援

- ・価値観を押し付けるようなこととならないよう、子育てに夢や希望を感じられるという表現は改めること。
- ・こどもに対する支援と家庭に対する支援を書き分けて表現すること。

(エ) 地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成・支援

- ・地域の支援者が課題を抱えた子育て家庭への支援を行えるよう、市は積極的

な情報発信など必要な取組みを進めるとともに、支援団体等と連携のうえ地域において予防的な仕組みを構築することの必要性について明記すること。

- ・こどもや若者を対象とした地域における居場所づくりの必要性について明記すること。

イ 推進計画（既存計画の整理・統合等を含む、推進計画の策定）

- ・推進計画の実効性を高めるため、こども・若者施策全般について、予算や庁内横断的な調整に関する権限を持つコミッショナー的な役職の設置について規定すること。

ウ 推進状況の確認・検証（こどもの権利の保障を含む、こども・若者に関する施策の推進状況の確認・検証）

- ・こども・若者に関する施策の推進状況の確認・検証を行う、新たな審議会を設置することについて規定すること。
- ・確認・検証にあたり、当事者であるこども・若者が参加する仕組みを構築するとともに、有識者等によるサポートの必要性についても明記すること。

3 審議経過

(1) 委員会

回	開催日程	議題
第1回	令和5年 3月29日 (水)	(1) 委員長及び副委員長の選任について (2) (仮称) 千葉市子ども基本条例の制定について (3) 千葉市の現状と子ども施策について (4) 子どもをはじめとする市民の意見を反映させる取組みについて (5) 条例制定までのスケジュール(予定)について
第2回	令和5年 5月25日 (木)	(1) (仮称) 千葉市子ども基本条例の骨子案について (2) シンポジウムの開催案について (3) 市民からの意見等の収集について
第3回	令和5年 6月29日 (木)	(1) 千葉市子ども基本条例検討委員会における部会の設置について (2) シンポジウムの開催案について (3) 市民からの意見等の収集について
第4回	令和5年 10月9日 (月・祝)	(1) シンポジウムの報告について (2) 子ども・若者の力(ちから)ワークショップ参加者による提言について
第5回	令和6年 2月12日 (月・祝)	(1) 「子ども・若者市役所」の参加者による提言について (2) 条例の制定に向けたアンケート調査結果の報告について (3) 各部会からの意見の報告について
第6回	令和6年 3月25日 (月)	(1) (仮称) 千葉市子ども基本条例(素案)の検討について
第7回	令和6年 5月31日 (金)	(1) 条例(案)における主な変更点について (2) 条例(案)の検討について
第8回	令和6年 8月5日 (月)	(1) 条例(案)について (2) 答申(案)について

(2) 部会

ア 総則検討部会

- ・第1回 令和5年8月17日(木)
- ・第2回 令和5年11月2日(木)

- イ こどもの権利の保障検討部会
 - ・第1回 令和5年8月15日(火)
 - ・第2回 令和5年11月10日(金)
- ウ こどもの意見表明と社会参画検討部会
 - ・第1回 令和5年9月15日(金)
- エ こどもに関する施策の推進検討部会
 - ・第1回 令和5年9月12日(火)
 - ・第2回 令和5年11月17日(金)

4 千葉市こども基本条例検討委員会委員一覧表（敬称略・五十音順）

No.	氏名	職名等※1	所属部会※2	備考
01	大森 康雄	千葉市民間保育園協議会会長	②	
02	沖 知子	公募委員	①③	
03	檜浦 敏彰	千葉市こどものまち CBT 実行委員会実行委員長	③副	
04	岸 憲秀	千葉市幼稚園協会会長	①部	
05	郡司 日奈乃	公募委員	③④副	
06	児玉 一男	あおぞら診療所まくはり院長	①	
07	小林 有香里	千葉市ひまわり会会長	②	～R6. 2. 27
08	笹口 芳則	千葉市青少年育成委員会会長	④	R5. 6. 30～
09	清水 葉子	千葉市民生委員児童委員協議会会長	④	
10	田村 光子	植草学園短期大学こども未来学科特別准教授	③部	
11	藤芳 晶	千葉市手をつなぐ育成会副会長	③	
12	二タ見 茂	千葉人権擁護委員協議会人権擁護委員	②	
13	松島 広輔	公募委員	①副②	
14	宮本 みち子	放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授		
15	村山 直	千葉県弁護士会子どもの権利委員会委員	②部	
16	矢尾板 俊平	淑徳大学地域創生学部学部長		
17	山口 誠	千葉市青少年育成委員会会長 会長		～R5. 6. 29
18	山崎 竜二	千葉市民間子どもルーム事業者連絡協議会会長	④	
19	山田 理恵子	千葉市ひまわり会副会長		R6. 5. 30～
20	吉永 真理	昭和薬科大学臨床心理学研究室教授	④部	
21	米田 郁雲子	公募委員	②副	
22	渡部 靖久	千葉みらい響の杜学園施設長	③	

※1 令和6年7月末日にて記載。解嘱された方は解嘱当時のもの。

※2

①総則検討部会 ②こどもの権利の保障検討部会

③こどもの意見表明と社会参画検討部会 ④こどもに関する施策の推進検討部会

部：部会長、副：副部会長